

真岡市議会災害時BCP（業務継続計画）

令和3年9月

【目次】

1	目的	P 1
2	本BCPが対象とする災害等の定義	P 1
3	議会の役割	P 2
4	議員の役割	P 2
5	市議会事務局の役割	P 2
6	支援本部の設置	P 3
7	災害時における議会及び議員の行動	P 4
8	感染症等発生時における議会及び議員の行動	P 5
9	災害発生時における連絡体制	P 6

【資料】

1	【様式1】情報収集連絡票	P 9
2	【様式2】議員安否確認票	P 10
3	【別紙】真岡市議会緊急連絡網	P 11

1 目的

真岡市議会災害時BCP※（業務継続計画）（以下「本BCP」という。）は、真岡市内で大規模災害が発生し、又は感染症の大規模な流行が発生したとき、真岡市災害対策本部条例（昭和38年7月5日真岡市条例第20号）の規定に基づく真岡市災害対策本部（以下「市本部」という。）と連携を図り、議会として二元代表制の趣旨に則り、議事・議決機関、住民代表機関として、市民の安全確保と災害復旧に向け、迅速かつ適切な災害対策活動ができるよう、体制整備を行うものである。

※BCP：Business Continuity Plan（業務継続計画）とは

議会機能をおおむね平常に運用できるまでの期間を想定し、当該期間における議会、議員等の役割や具体的な取り組み等について定めた計画。

2 本BCPが対象とする災害等の定義

本BCPは、表1の真岡市地域防災計画で定める市本部の設置基準を満たす災害を対象とするほか、表2の基準を満たす災害及び議長が必要と認めた災害を対象とする。

【表1】

災害種別	基準
地震	①震度6弱以上の地震が発生したとき。 ②市内に大規模な地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき。 ③市内に災害救助法が適用されたとき、又はこれに準ずる災害が発生した場合で、市長が必要と認めるとき。
風水害	①市内に特別警報が発表された場合 ②市内に気象注意報、気象警報その他災害に関する情報が発表され、大規模な災害発生のおそれがある場合 ③市内に大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 ④市内に災害救助法が適用されたとき、又はこれに準ずる災害が発生したとき。
原子力	①県から原子力法第15条第1項に定める通報があったとき。 ②県から緊急時の通報を受け、市長が災害対策本部の設置を必要と認めるとき。 ③近隣県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で5 μ Sv/h（毎時5マイクロシーベルト）以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。 ④原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき。 ⑤その他市長が災害対策本部の設置を必要と認めるとき。

【表2】

災害種別	基準
大規模 火災	①市内に大規模火災（死者が予想）が発生したとき。 ②人命の救助救出活動の応急対応が必要なとき。
テロ 武力攻撃	①テロ、ミサイルなどで大きな被害が発生した場合、又はそのおそれがあるとき。
感染症	①新型インフルエンザ等により緊急事態宣言が行われたとき。 ②市内に大きな混乱や経済的損失が発生した場合、又は感染の拡大が予想されるとき。

3 議会の役割

（1）本BCPが対象とする災害等が発生し、市本部が設置されたとき、真岡市議会は、「真岡市議会災害対策支援本部」（以下「支援本部」という。）を設置し、市民の安全確保と災害復旧又は感染拡大防止に向けた活動を行うための体制整備を行う。

また、市本部が迅速かつ適切な災害対応又は感染拡大防止対応に専念できるよう、必要な協力・支援を行う。

（2）市本部の応急活動等が迅速に実施されるよう、議員から提供された地域の被災状況等の情報を整理し、支援本部を通して市本部に提供する。又、市本部からの情報を、支援本部を通して議員に提供する。

（3）市本部と連携・協力し、国、県その他の関係機関に対して要望活動等を行う。

（4）復旧・復興に向け、必要な予算を速やかに審議する。

4 議員の役割

（1）地域の災害救援活動及び災害復旧活動に協力・支援を行う。又、自身の感染予防を優先しつつ、感染拡大による市民生活への影響等の情報を収集する。

（2）市本部が応急活動等を迅速に行えるよう、又、的確な対応が講じられるよう、地域の被災状況等の情報について、【様式1】情報収集連絡票（P9）を参照の上、支援本部に提供する。

5 市議会事務局の役割

市本部が設置された場合、市議会事務局は、通常業務に優先して速やかに災害対応の業務に当たるものとする。ただし、災害が勤務時間外に発生した場合においては、速やかに市議会事務局に参集し、災害対応業務に当たる。

（1）来庁者の避難誘導、被災者の救出・支援を行う。

（2）市議会事務局職員の安否を確認する。

- (3) 正副議長の安否を確認する。
- (4) 支援本部員の安否を確認する。
- (5) 市庁舎5階議会所管部分の被災状況を確認する。
- (6) 支援本部の設置準備をし、事務の補佐を行う。
- (7) 市本部との連絡体制を確保する。
- (8) 災害関係情報を収集・整理する。
- (9) 市庁舎5階議会所管部分の被災状況により、会議場所を確保する。

6 支援本部の設置

(1) 支援本部の設置

- ア 市本部が設置され、かつ、議長が必要と認めるときは支援本部を設置する。
- イ 構成員は委員会室へ参集する。ただし、委員会室が被害を受けて使用できない場合等は、議長が別に参集場所を指定する。
- ウ 支援本部が設置されたときは、議員及び市本部にその旨を通知する。
- エ 会議等の情報については、LINE WORKS 等を使用して周知する。

(2) 支援本部の組織

- ア 支援本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- イ 本部長には、議長をもって充て、支援本部の事務を総括する。
- ウ 副本部長には、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、本部長の職務を代理する。
- エ 本部員には、議会運営委員会の委員をもって充て、本部長の命を受け、支援本部の事務に従事する。
- オ 本部長及び副本部長に事故あるとき又は欠けたときは、表3の順位に従い、その職務を代理する。
- カ 本部長は、本部員に事故あるとき又は欠けたときは、対策本部の構成員以外の議員の中から当該本部員を代理するものを選任することができる。

(3) 支援本部の役割

本会議や委員会がおおむね平常通り開催できるようになるまでの間、議会として行う取り組みは、支援本部に一元化する。

- ア 議員の安否、居所等の確認を行うこと。
- イ 市本部からの情報の提供を受け、議員に当該情報の提供を行うこと。
- ウ 情報を収集し、及び整理し、市本部に提供すること。
- エ 国、県その他関係機関に対する要望等に関すること。
- オ 市本部からの依頼事項に関すること。
- カ その他本部長が必要と認めること。

(4) 支援本部の解散

本部長は会議に諮り、支援本部を解散する。

【表3】

順位	本部長の職務を代理する者	副本部長の職務を代理する者
第1位	副議長	議会運営委員会委員長
第2位	議会運営委員会委員長	総務常任委員会委員長
第3位	総務常任委員会委員長	民生文教常任委員会委員長
第4位	民生文教常任委員会委員長	産業建設常任委員会委員長
第5位	産業建設常任委員会委員長	議会運営委員会副委員長

7 災害時における議会及び議員の行動

(1) 災害発生時（発災から3日）

ア 本会議が開催中の場合

- ① 議長は、直ちに本会議を休憩し、出席者及び傍聴人の安全を確保する。
- ② 議長は、災害の状況により、被害が想定される場合は、その日の本会議を閉じることができる。この場合、延会等を行う必要がある場合は、当該議決を経なければならない。
- ③ 議長は、必要に応じて議員を待機させることができる。

イ 委員会及びその他の会議（以下「委員会等」という。）が開催中の場合

- ① 委員長及び代表者は、直ちに委員会等を休憩し、出席者及び傍聴人の安全を確保した上で、委員会における被災状況を議長及び副議長（以下「議長等」という。）に報告する。
- ② 委員長及び代表者は、災害の状況により、被害が想定される場合は、その日の委員会等を閉じることができる。

ウ 本会議及び委員会等が開かれていないとき並びに議員が登庁していない場合

- ① 議員は、災害が発生した場合は、支援本部の指示があるまでは、個人の判断に基づき行動する。
- ② 議員は、自身や家族等の安全を確認し、速やかに安全な場所に避難したうえで、自らの安否とその居所及び連絡先を市議会事務局に連絡する。
- ③ 議員は、地域における被災者の安全の確保、避難所への誘導等にできる限り協力する。ただし、議長等から登庁の指示があったときは、速やかに登庁する。

エ 委員会又は会派による視察（出張）を行っている場合

- ① 視察団の責任者（委員長又は会派代表者）は、視察先にて災害等が発生した場合には、速やかに被災状況を議長及び市議会事務局に報告する。
- ② 視察団の責任者（委員長又は会派代表者）は、本市及び視察先の被災状況を勘案して必要があると認めるときは、視察を終了し、帰市（市内視察にあっては帰庁）する。
- ③ 議長等は、本市及び視察先の被災状況を勘案して必要があると認めるときは、視察団に対し、視察の終了及び帰市若しくは帰庁を命ずることができる。

オ 議長等が出張を行っている場合

- ① 原則として、上記エと同様の対応とする。
- ② 議長が出張中のときは、帰市若しくは帰庁するまでの間、副議長が議長の職務を行う。

(2) 応急活動期（4日～10日程度）

- ア 議会は、発災時から継続して、市本部と連携し、支援本部で収集・整理した情報を市本部へ提供するとともに議員へ情報提供をする。
- イ 支援本部の今後の取組みや日程等について、検討を始める。

(3) 復旧活動期（11日目以降）

- ア 議会は、応急活動期から継続して、市本部と連携する。市本部の活動状況に配慮したうえで、必要に応じ、市本部に対して、被災や復旧の状況及び今後の災害対応について説明を受ける。
- イ 議会開催のため、開催場所の確保などの環境整備を行う。
- ウ 臨時議会等を開催し、災害対策及びその必要経費等を速やかに審議する。
- エ 迅速な復旧・復興の実現に向け支援本部で、検討・調整した内容について、国、その他の関係機関に対し、要望するなどの活動を行う。
- オ 議会・議員が把握した市民の意見、要望等を踏まえながら、復旧・復興が迅速に進むよう、市本部に対し、必要に応じて提案、提言及び要望等を行う。

8 感染症等発生時における議会及び議員の行動

(1) 発生早期

- ア 議員（委員会、会派を含む）の県外出張を規制する。やむを得ない事情により、感染地域に滞在する場合は、事前に市議会事務局に報告するとともに、現地での行動を記録する。帰市後は、必要に応じた期間について外部との接触を控える。又、検温等による体調管理を徹底し、異変を感じた場合は、速やかに医療機関を受診するとともに市議会事務局に結果を報告する。
- イ 県外からの視察等の受け入れを規制する。
- ウ 県外からの傍聴希望者に対して、傍聴の自粛をホームページ等で要請する。

(2) 県内感染期（市内での感染が発生していない段階）

- ア 議員（委員会、会派を含む）の市外出張を規制する。
- イ 市外からの視察等の受け入れを規制する。
- ウ 市外からの傍聴希望者に対して、傍聴の自粛を要請する。
- エ 議員及び市議会事務局職員は、咳エチケット等の基本的な感染対策の実践を徹底し、傍聴希望者に対し、基本的な感染対策の周知徹底を図る。

(3) 県内感染期（市内での感染が発生している段階）

- ア 議員（委員会、会派を含む）の出張を規制する。
- イ 不特定多数の人が接触する可能性の高い行事は、開催及び参加を規制する。

- ウ 外部からの視察等の受け入れを規制する。
- エ すべての傍聴希望者に対して、傍聴の自粛を要請する。
- オ 議員及び市議会事務局職員は、咳エチケット等の基本的な感染対策の実践を徹底する。

(4) 感染者または濃厚接触者発生時の対応

- ア 速やかに議長及び市議会事務局に報告する。
- イ 感染と認定された場合は、医療機関等の指示に従い治療を行う。
また、治療経過について本人又は家族により議長及び事務局に報告する。
- ウ 濃厚接触者と認定された場合は、医療機関等の指示に従い行動する。又、自身及び家族の体調変化に注意し、変異を察した場合は、速やかに医療機関等の指示に従い、その経過等に変化があった場合は、議長及び市議会事務局に連絡する。

(5) 小康期

- ア 不特定多数の人が接触する可能性の高い行事について、状況に応じて開催及び参加の規制を緩和・解除する。
- イ 外部からの視察等の受け入れ規制を緩和・解除する。
- ウ 傍聴者の制限を緩和・解除する。
- エ 咳エチケット、手洗い、うがい等の基本的な感染対策について、実施の徹底を緩和・解除する。

9 災害発生時等における連絡体制

(1) 安否確認等

- ア 本BCPが対象とする災害等が発生したときは、議員は、【様式2】議員安否確認票（P10）を参照の上、LINE WORKSにより送信する。また、感染症流行時には、本人及び家族の健康状態（症状、検査結果）を継続的に把握し、LINE WORKSにより送信する。

なお、タブレット端末の使用が制限され、もしくは使用不能の場合は、電話又はFAX等を使用し、市議会事務局に連絡するものとする。

電話 0285-83-8176

FAX 0285-83-8714

- イ 支援本部からの情報提供については、24時間体制とし、全議員配付資料としてLINE WORKSにより提供する。
- ウ 全議員を対象とした【別紙】真岡市議会緊急連絡網（P11）を整備し、必要に応じて活用する。

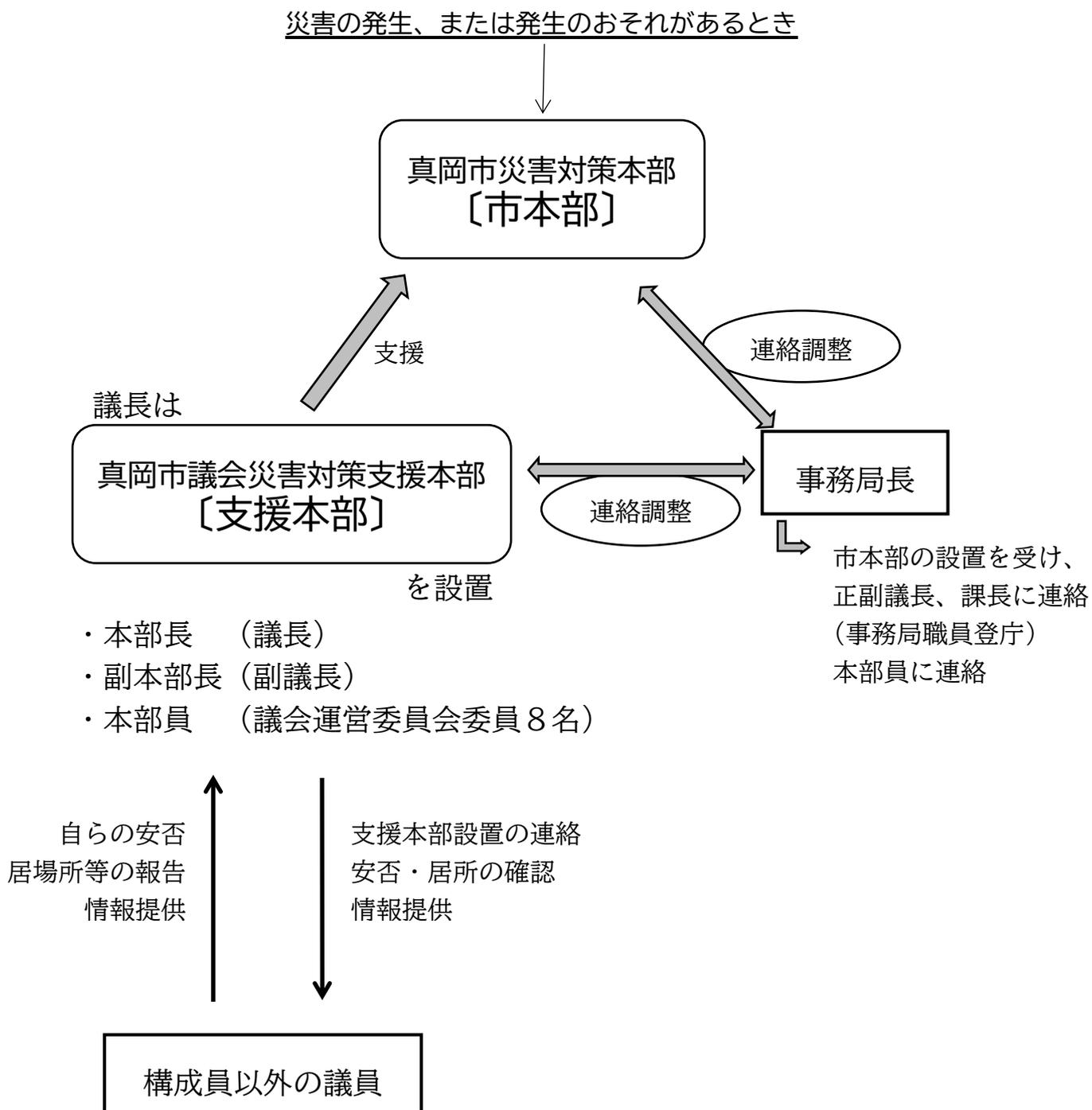
※上記アによる連絡手段が使用不能の場合は、災害用伝言ダイヤル『171』（基本的操作方法は次頁参照）を利用するなど通信手段を確保する。

○災害用伝言ダイヤル（171）の基本的操作方法

伝言の録音方法	
<p>【電話で録音】 「171」をダイヤル ▽ 録音は「1」を入力 ▽ 「0285-83-8176」 （市議会事務局の電話番号）を入力 ▽ 「1」を入力 ▽ メッセージを録音（伝言は30秒以内） ▽ 「9」で終了</p>	<p>【インターネットで登録】 「web171」へアクセス （https://www.web171.jp） ▽ 利用規約に「同意」 ▽ 「0285-83-8176」 （市議会事務局の電話番号）を入力 ▽ メッセージを入力 ▽ 伝言の登録</p>

伝言の再生方法	
<p>【電話で録音】 「171」をダイヤル ▽ 再生は「2」を入力 ▽ 「0285-83-8176」 （議会市事務局の電話番号）を入力 ▽ 「1」を入力 ▽ 繰り返し再生は「8」を入力 次の伝言の再生は「9」を入力 ▽ 再生後のメッセージ録音は「3」を入力</p>	<p>【インターネットで登録】 「web171」へアクセス （https://www.web171.jp） ▽ 利用規約に「同意」 ▽ 「0285-83-8176」 （市議会事務局の電話番号）を入力 ▽ 伝言の確認 ▽ 返信の伝言の登録</p>

○災害発生時のフローチャート



情報収集連絡票

議員氏名 _____

発生概況	発生場所	地域名					発生日時	月日		
		住所						時間		
被害状況	死傷者	死者	名	不明	名	住家	全壊	件	一部破損	件
		負傷者	名	計	名		半壊	件	床上浸水	件
									床下浸水	件
応急対策の状況										
市民の避難状況										
市民のニーズ等										

※被災状況の写真、動画をタブレットの『LINE WORKS』で事務局まで送信する。

確認日時 月 日 午前・午後 時 分

確認者 _____

議員安否確認票

議員氏名 _____

安否状況	本人	被災	有⇒軽症・重症・入院・その他（ ）	
			無	
	家族	被災	有⇒配偶者・子ども・その他（ ）	
			無	
所在	自宅・自宅外（ ）			
居宅の状況	被害	有⇒全壊・半壊・一部破損 床上浸水・床下浸水・その他（ ）		
		無		
参集の可否	可・否	参集可能な時期		
連絡先	本人と連絡が取れない場合は家族等の連絡先を記入			
地域の状況				
その他	特記事項があれば記入			

確認日時 月 日 午前・午後 時 分

確認者 _____

真岡市議会緊急連絡網

令和〇年〇月〇日現在

